



平成 31 年 4 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ディー・エル・イー
代 表 者 名 代表取締役 椎木 隆太
(コード番号：3686 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 松本 博数
(TEL. 03-3221-3980)

金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成 31 年 2 月 13 日に公表いたしました「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告及び特別損失の発生に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、当社に対する課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされておりました。

その後、当社は、平成 31 年 2 月 27 日に公表いたしました「課徴金についての審判手続開始決定に対する答弁書の提出について」においてお知らせいたしましたとおり、課徴金にかかる金融商品取引法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出いたしました。これを受けて、審判官から課徴金にかかる金融商品取引法第 185 条の 6 の規程に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出されたことから、当社は、金融庁より平成 31 年 4 月 18 日付で、納付すべき課徴金の額 1 億 3,540 万円、及び納付期限を令和元年 6 月 19 日とする旨の決定を受けましたので、お知らせいたします。

なお、本件課徴金につきましては、令和元年 6 月期第 2 四半期決算において特別損失として計上済みです。

当社は、このたびの事態を厳粛に受け止め、内部管理体制の強化等を通して再発防止及び信頼回復に努めてまいります。

株主や投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上